

当院で出産予定の皆様へお知らせ

当院は平成 21 年 1 月 1 日から始まる

産科医療補償制度に加入しました



産科医療補償制度の
シンボルマーク

当院で出産予定の方に、この制度の対象者であることを示す「登録証」をお配りしております。

必要事項の記載についてご協力をお願いいたします。

産科医療補償制度とは・・・

医療の過失の有無にかかわらず、生まれてきた赤ちゃんが結果として重度の脳性まひになってしまった場合に、準備一時金と 20 年間にわたり補償分割金が支払われる制度です。

この制度は、全国すべての医療機関が加入の対象となっており、制度に加入した医療機関で出産される方は加入を義務付けられます。

補償対象及び補償内容

出産に関連して重度の脳性まひが発生した場合、その赤ちゃんに対する補償を保険会社が速やかに行います。

平成 21 年 1 月 1 日以降に出生した赤ちゃんに適用されます。

掛 金：当院が、生まれた赤ちゃんお一人につき 3 万円を保険会社に支払います。

補 償 額：総額 3000 万円（準備一時金 600 万円、補償分割金 120 万円/年×20 回=2400 万円）

申請期間：原則として、満 1 歳から満 5 歳の誕生日まで

対 象：①出生体重が 2000 g 以上かつ妊娠 33 週以上

②身体障害者等級 1，2 級相当の重度脳性まひが発症

※先天異常、染色体異常、未熟児、分娩後の感染症などは対象外です。



例外もございますので、詳しくはパンフレットをご覧ください。

分娩料の増額について

平成 21 年 1 月 1 日以降、当院の分娩料を掛金負担分に相当する 3 万円の増額をさせていただきます。

しかし、同日より出産育児一時金が従来の 35 万円から 38 万円に増額されますので、皆様のご負担が増えることはありません。

新しい医療制度へのご理解とご協力をお願い申し上げます。

ご不明な点がございましたら、医事課までお問い合わせください。

医事課直通 011-832-3030



平成 20 年 12 月 15 日 KKR札幌医療センター 医事課